

第4章 災害廃棄物等の処理のための補助制度

4.1 災害等廃棄物処理事業費補助金による補助制度

(1) 補助制度の概要

災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物処理法第22条の規定に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金が活用され、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)により、従来の国庫補助率が嵩上げ²⁶されるとともに、グリーンニューディール基金の活用により、国の実質負担額は平均95%とされた。さらに、震災復興特別交付税により、実質全額が国庫負担されることとされた(図4.1.1・表4.1.1参照)。

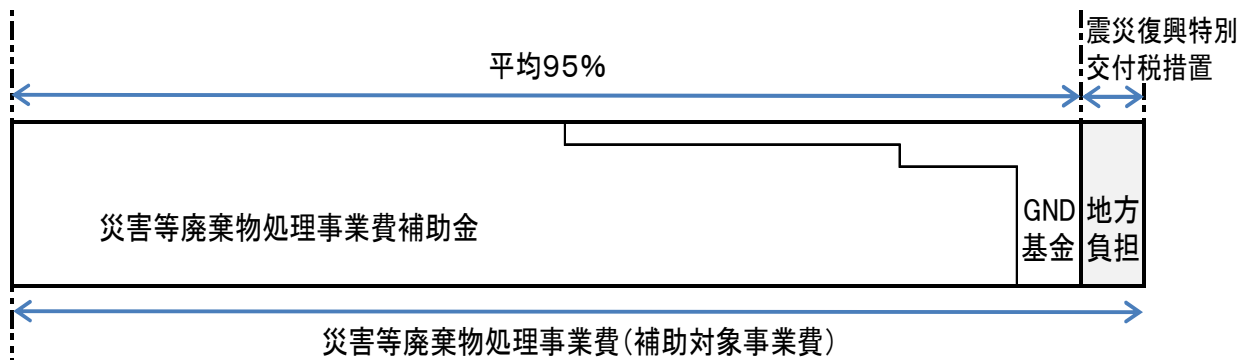


図 4.1.1 災害等廃棄物処理事業費の補助イメージ

災害等廃棄物処理事業の一般的な処理事業フローは図4.1.2のとおりである。

²⁶ 「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」(環境省、平成19年4月2日環廃対発第070402002号)

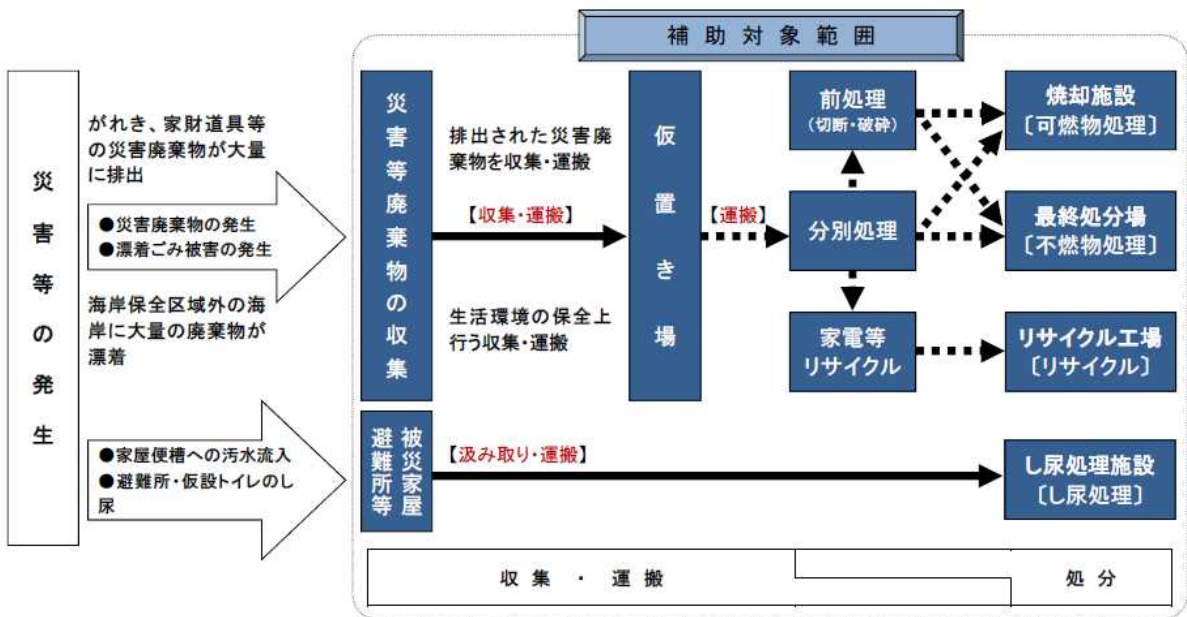


図 4.1.2 災害等廃棄物処理事業の処理事業フロー（一般的な事例）

表 4.1.1 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の特例措置

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村（一部事務組合を含む）がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

対象	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常、災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

(2) 東日本大震災後 3 箇年の補助実績

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費の補助金総額は、平成 23 年度以降の 3 箇年で国庫補助対象事業費（国庫補助基本額）約 10,916 億円に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金は約 9,576 億円、GND 基金は約 835 億円、合計約 10,411 億円であった。

表 4.1.2 災害等廃棄物処理事業に係る被災 3 県の補助実績

		(単位:千円)			
		岩手県	宮城県	福島県	3県合計
平成 23 年度	国庫補助対象事業費 (国庫補助基本額)	68,183,296	280,186,998	34,999,469	383,369,763
	災害等廃棄物処理事業費 補助金	58,887,180	238,773,023	23,991,408	321,651,611
	GND基金	7,339,562	28,634,430	7,163,336	43,137,328
	計	66,226,742	267,407,453	31,154,744	364,788,939
平成 24 年度	国庫補助対象事業費 (国庫補助基本額)	81,527,670	229,252,572	37,909,197	348,689,439
	災害等廃棄物処理事業費 補助金	73,371,159	206,260,561	32,855,423	312,487,143
	GND基金	4,755,097	13,902,312	1,016,040	19,673,449
	計	78,126,256	220,162,873	33,871,463	332,160,592
平成 25 年度	国庫補助対象事業費 (国庫補助基本額) (※)	123,266,430	204,258,891	32,034,642	359,559,963
	災害等廃棄物処理事業費 補助金 (※)	110,948,250	183,830,916	28,682,182	323,461,348
	GND基金 (※)	7,704,650	11,842,571	1,162,174	20,709,395
	計	118,652,900	195,673,487	29,844,356	344,170,743
合計	国庫補助対象事業費 (国庫補助基本額)	272,977,396	713,698,461	104,943,308	1,091,619,165
	災害等廃棄物処理事業費 補助金	243,206,589	628,864,500	85,529,013	957,600,102
	GND基金	19,799,309	54,379,313	9,341,550	83,520,172
	計	263,005,898	683,243,813	94,870,563	1,041,120,274

- 注
1. 交付年度については、交付決定年度で整理しており、翌年度以降へ繰越して執行した額を含む。
 2. 千円未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
 3. 平成25年度の国庫補助対象事業費及び補助金額等(※)については、翌年度への繰越がある場合、交付決定ベースで記載している。

【参考】過去の大規模災害の災害廃棄物発生量・事業費

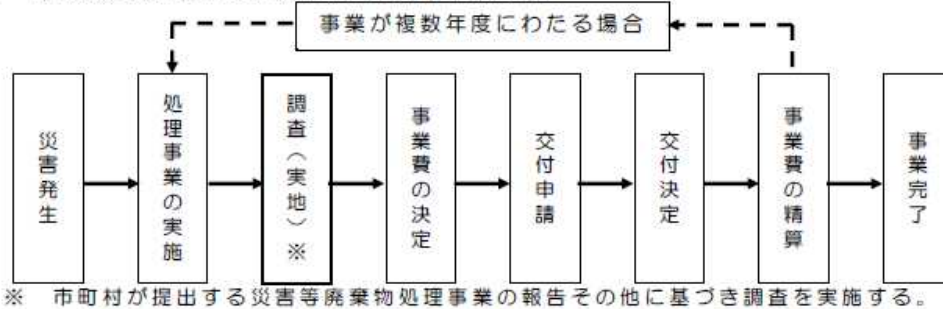
大規模災害（発災時期）	災害廃棄物発生量（万 t）	事業費（億円）
阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）	1,450	3,246
新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）	60	195
岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月）	0.44	0.6841
平成 16 年台風第 23 号（平成 16 年 10 月）	6.7	21

出典：(一社)廃棄物資源循環学会「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル」

4.2 災害等廃棄物処理事業に係る補助手続き

災害等廃棄物処理事業費補助金を受ける際の手続きの流れは図 4.2.1 に示すとおりである。

A 補助金の概算払いをしない場合（精算払い方式）



B 補助金の概算払いをする場合（概算払い方式）

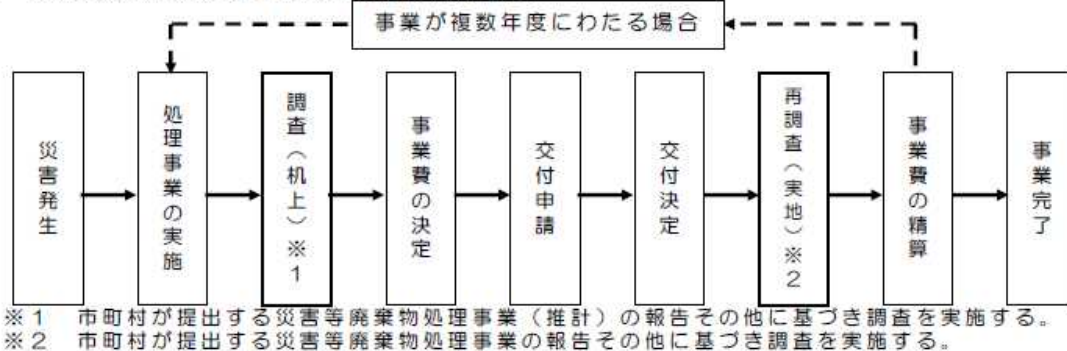


図 4.2.1 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の調査スキーム

出典：「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」
 （環境省、平成 23 年 5 月 31 日付け環廃対発第 110502005 号）

災害等廃棄物処理事業をはじめとした災害復旧事業では、発災後、緊急的に対応が必要となることから、補助金の交付決定前の事前着工が認められている。そのため、

地方自治体は、事後に、写真等の資料、各種の契約関係書類等によって被災の事実、災害廃棄物等の処理状況等を取りまとめ報告することとなる。

このため、被害の概要及び程度、災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す写真や記録等を残すとともに、事業実施にあたっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要がある。具体的には、実施前・実施中・実施後の状況写真、図面、作業日報、計量結果等が考えられる。

東日本大震災では、処理の初動時は計量機での計量ができず、運送車両の積載容量に台数を乗じて記録を残した事例もあった。

災害等廃棄物処理事業の報告（以下、「災害報告書」）に添付する資料は概ね次のとおりである。

表 4.3.1 災害報告書に添付する資料

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 災害時の気象データ（气象台、都道府県、市町村等での公的データ）2. 写真<ol style="list-style-type: none">①災害廃棄物等（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生の状況を示す写真②解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真③仮置場の状況を示す写真④重機等の導入状況を示す写真 等3. 地図（地図上に以下の場所を明示したもの）<ol style="list-style-type: none">①気象観測地点②上記写真の撮影地点③仮置場の設置状況（どの地域の災害廃棄物等を搬入しているか示すこと）④廃棄物処理施設⑤浸水地域、し尿汲み取り地域 等4. 災害廃棄物等発生量の推計資料（市町村において作成した資料）5. 災害廃棄物処理事業のフロー図6. 事業費算出内訳の根拠資料<ol style="list-style-type: none">①事業ごとの一覧表・集計表②契約書の写し（契約済みの場合）、見積書または工事設計書（予定価格調書）③（随意契約の場合）随意契約の理由書④単価の根拠を確認できる資料（労務費単価表、建設物価、3者見積等）⑤員数の根拠を確認できる資料⑥諸経費等の算出方法（根拠及び計算経過）を確認できる資料⑦（放射能測定費を計上する場合）放射能測定の必要性等調書 |
|---|

出典：「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（環境省、平成 23 年 5 月 31 日付け環廃対発第 110502005 号）、平成 24 年 1 月 10 日付け廃棄物対策課事務連絡 ほかを基に作成

提出された災害報告書をもとに、環境省は調査を行い（いわゆる災害査定）、災害等廃棄物処理事業に要する事業費を決定することとなる。災害査定で認められた事業費が補助対象額となる。

東日本大震災にかかる災害報告書に計上された事業費の例は表 4.3.2 のとおりである。申請された事業費が全て認められるというものではなく、事業の必要性等が災害査定において認められなければ対象外となる場合がある。

また、災害報告書の作成にあたっては、以下に留意する必要がある。

< 損壊家屋等の解体 >

損壊家屋等については解体後に視認できる成果物が存在しないため、解体工事の前後の状況を確認できる写真・記録を残すことが特に重要である。

公費による解体の必要性については市町村が判断するものであるので、当該家屋等の解体が生活環境の保全上必要であると判断した根拠資料（り災証明書等）を整理しておく必要がある。特に、写真については、単なる対象家屋等のスナップではなく、解体が必要であることが見て分かるようなものでなければならない。

< 仮置場 >

仮置場の土地賃借料については、単価及び面積の根拠（固定資産課税台帳、公示地価、県の積算基準等）及び算出方法を整理し、借上料が過大にならないように設定する必要がある。

< 事務費 >

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業においては、ごみ処理事業費に事務費率（事業費に応じて 1.5～4.5%）を乗じた額の範囲で計上が認められている。

表 4.3.2 災害等廃棄物処理事業（ごみ処理事業）に係る事業費内訳の例

費用区分	事業名(例)	備考
労務費		
解体工事費	被災家屋等解体工事費	解体に伴う運搬費を含む
仮設工事費		仮置場として使用するための整備（鉄板敷設、飛散防止ネット設置等）、仮設路整備等
運搬費		
処理・処分費	減価償却費相当額 一部事務組合負担金 焼却灰等処理業務 廃家電リサイクル料	市町村等が所有する施設で処理する場合 自らが構成市町村となっている組合で処理する場合の負担金
借上料	仮置場賃借料	
自動車購入費		
機械器具修繕費		
燃料費		自動車、船舶、重機等の燃料費
薬品費		ごみ処理・処分に必要な薬品費
放射能測定費	仮置場がれき放射能測定費 広域処理がれき放射能測定費	市町村の独自実施分 住民の安心のために必要な費用
(県事務委託分)	仮置場がれき放射能測定費	
委託料	仮置場運営管理業務 仮置場表土がれき撤去業務 仮置場整地業務 仮置場現状復旧業務 災害廃棄物処理・運搬業務 災害廃棄物破砕・選別業務 塩害木撤去・運搬業務 ヒ素含有石こうボード収集運搬／処理・処分業務 アスベスト含有建材除去業務 アスベスト含有廃棄物収集運搬／処理・処分業務 高圧ガスボンベ収集運搬アスベスト含有廃棄物収集運搬／処理・処分業務業務 医療系廃棄物収集運搬／処理・処分業務 PCB廃棄物収集運搬／処理・処分業務 廃家電収集運搬／処理・処分業務 被災車両収集運搬業務 被災車両一時保管管理業務 廃タイヤ収集運搬／処理・処分業務	注：仮置場ごとに必要 廃棄物の種類により別業務となる 注：全て県への事務委託の場合もあり
(県事務委託分)	がれきの二次処理	
事務費	(委託料) 災害廃棄物ごみ質等分析業務 災害廃棄物等処理計画策定／変更 仮置場アスベスト濃度等調査業務 仮置場夜間警備業務 仮置場ネズミ防除／衛生害虫駆除業務 仮置場現状復旧に係る実施設計業務 仮置場土壌汚染状況調査業務 損壊家屋の解体等に係る受付・査定業務 家屋等解体設計／積算資料作成業務 家屋等解体施工監理業務 解体家屋等アスベスト除去作業における施工監理業務 被災トランス等PCB廃棄物調査分析業務	
	住民説明会の開催等に必要経費	広域処理を実施するために必要な受入自治体が行う住民説明会や被災自治体への現地視察等に係る、会場使用料、講師謝金、講師派遣旅費、印刷製本費、バス借上料、現地視察旅費等
	臨時職員賃金／共済費 需用費 通信運搬費 備品費 賃借料／使用料 出張旅費 高速道路使用料 自動車借上料	消耗品費、食料費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費
(県事務委託分)	災害廃棄物処理施工管理業務 災害廃棄物処理施行経費	消耗品、旅費、管理事務所経費等

第5章 災害廃棄物等の処理の進捗管理

災害廃棄物等の処理を進める上で、各県・市町村毎の処理の進捗状況を把握し、課題等について整理を行い、必要な市町村には支援を行いながら処理を進めていくことは非常に重要な業務である。東日本大震災時には以下のような進捗管理を行った。また、進捗管理を行う上で、今後の方向として検討課題となるもの・知見等をまとめた。

5.1 環境省の進捗管理

「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）平成23年5月16日」で災害廃棄物等の処理スケジュールが示され、また「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日公布・施行）」第3条（国の責務）により、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有することが定められた。

マスタープラン並びに工程表において、平成26年3月末までに中間処理・最終処分を終了させるという目標が設定され、環境省が県を通じて市町村別に処理の進捗状況を取りまとめ、災害廃棄物等処理の進捗管理を行った。

当初は、被災県の担当部局から毎週、通常災害において被災状況の報告に使用する様式に、仮置場への搬入済量・仮置場からの廃棄物種類別の搬出済量の項目を追加した様式により報告を受け、取りまとめを行ったが、処理の進行、処理状況の変化に伴い、平成23年10月中旬より、廃棄物の種類別搬出済量から種類別の中間処理量・最終処分量に調査項目を変更するとともに、二次仮置場の状況・広域処理量の項目を追加した。また、平成24年7月末現在の処理状況の取りまとめから、月1回の報告となり、津波堆積物の推計量・搬入済量・処理状況の項目を追加した。

災害廃棄物等の発生量が膨大であったことから、広域処理が必要となり、国民の関心も高かったことから、廃棄物の種類ごとの処理量の動向についてきめ細やかな進捗管理を実施し、処理が停滞している自治体等には、環境省が随時ヒアリング調査を行い、状況把握とアドバイスを行った。

また、各県に配置された環境省の各県内支援チームは、廃棄物処理に関する情報収集に努めるとともに、自治体や処理区の定例会議に出席し、処理困難物等の課題がある自治体に対するヒアリングやアドバイスを行った。

表 5.1.1 岩手県の処理量の進捗管理(出口管理)

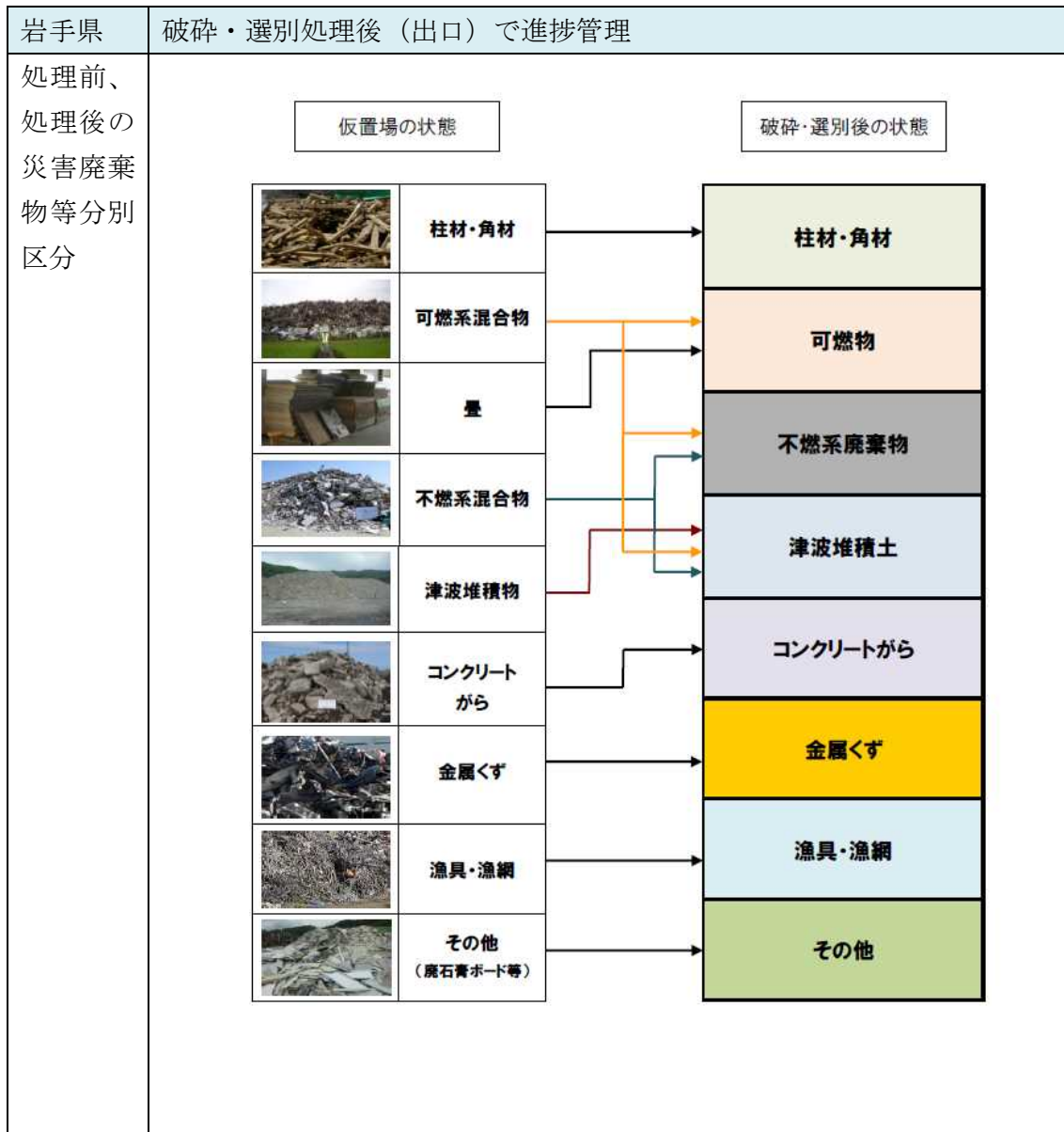


表 5.1.2 宮城県 の 処 理 量 の 進 捗 管 理

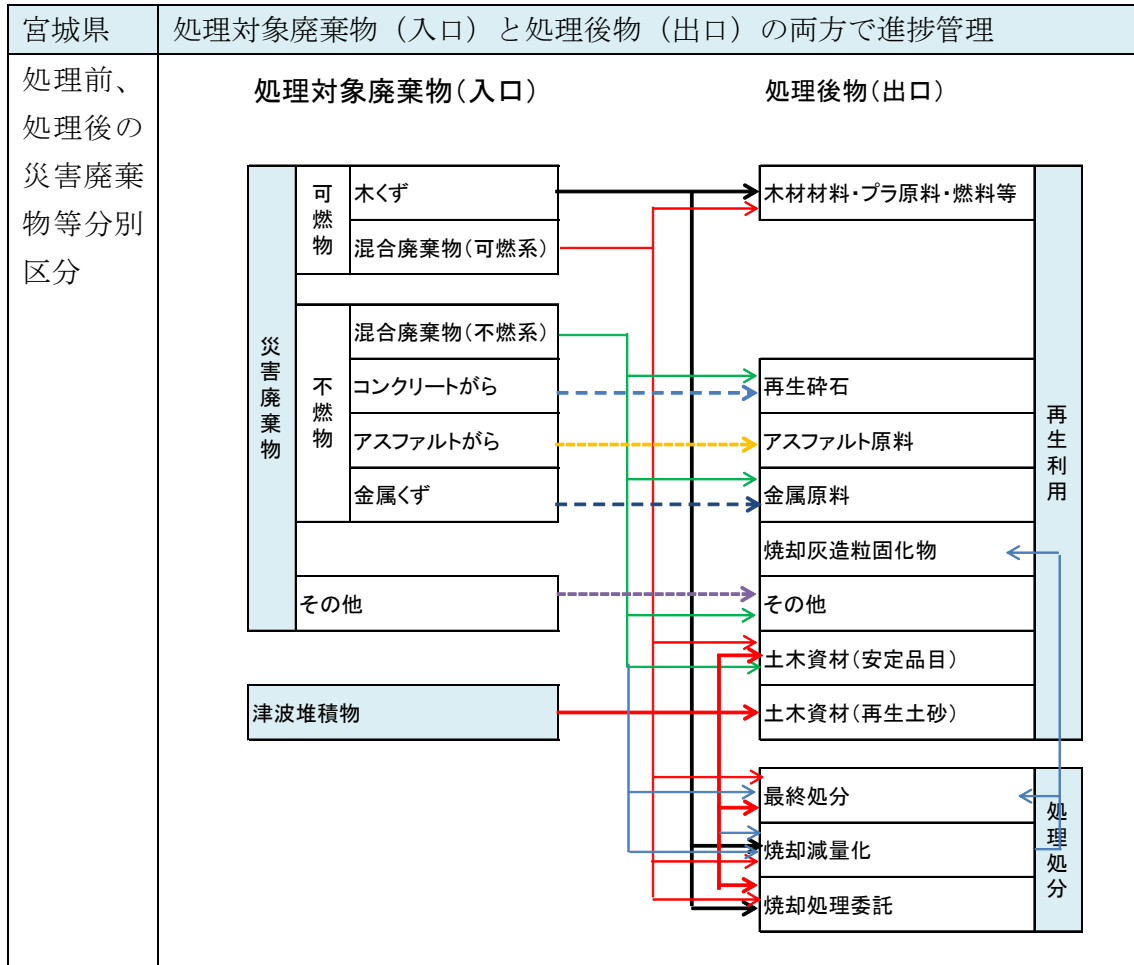


表 5.1.3 岩手県、宮城県の県委託分市町村、独自処理市町村

災害廃棄物等の処理についての県受託及び独自処理の状況			
<p>岩手県、宮城県では、災害廃棄物等の処理を県に委託した市町村と、処理を独自に行った市町村（独自処理市町村）があった。県への事務委託内容は、市町村ごとに異なっていたが、災害廃棄物等の処理についてみると、岩手県、宮城県では以下のような違いがあった。</p> <p>【岩手県】</p> <p>岩手県は県委託市町村の処理に係る全体を処理した。ただし、部分的には当該市町村が自ら処理したものもある。</p>			
	県委託市町村		独自処理市町
沿岸部	野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町		洋野町、久慈市、普代村、釜石市、大船渡市、陸前高田市 (ただし、一部の広域処理、PCB等の処理困難物等を県に委託した自治体もある)
内陸部	委託なし		
<p>【宮城県】</p> <p>宮城県は、県委託市町のうち、11市町で独自処理分があった。</p>			
	県委託市町		独自処理市町
	処理をすべて県に委託	一部の処理を、独自に実施 (独自処理分あり)	
沿岸部	山元町	気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亶理町	仙台市、利府町、松島町
内陸部	委託なし		

5.2 環境省の進捗管理内容

毎月の調査内容、進捗管理内容は以下のとおりである。進捗管理公表資料は資料編に示した。

- 被災県（13 道県）の被災自治体ごとの災害廃棄物・津波堆積物の処理量の把握・公表・課題の抽出
- 上記に基づく進捗率の算定。特に被害が大きかった 3 県の処理状況の実績及び処理進捗率公表。このうち、岩手県、宮城県の災害廃棄物処理量の進捗カーブの作成（図 5.2.1 参照）
- 被災自治体ごとの処理進捗率確認・公表

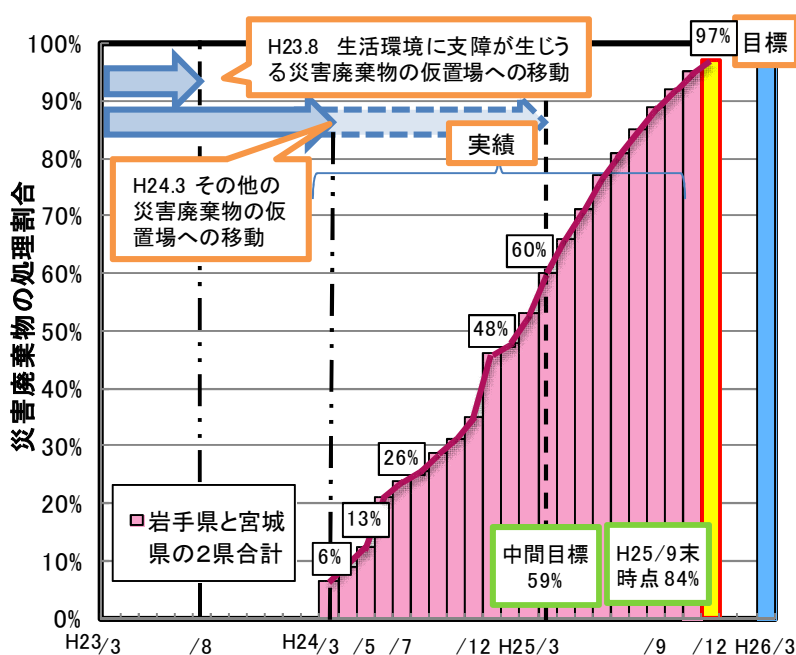


図 5.2.1 岩手県・宮城県沿岸市町村の災害廃棄物の処理目標と実績

- 3 県の処理施設能力の確認（能力強化の履歴公表等）、処理スケジュール確認、今後の方針提示
- 3 県の津波堆積物の処理量、進捗状況の把握、処理計画・スケジュールの公表
- 災害廃棄物等からの再生資材の利用状況確認・公表
- 被災自治体の広域処理量の実績把握・公表

5.3 各県の進捗管理例

下記は、岩手県の処理完了に向けた残量と課題を整理した進捗表の記録内容である。このような進捗管理を行い、課題等を確認し、対策を講じながら管理した。

表 5.3.1 進捗管理項目

	進捗記録項目	記入上の注意点
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県への事務委託有無 ・ 一次仮置場設置数 ・ 一次仮置場名称・所在地 ・ 一次仮置場設置面積 ・ 災害廃棄物量 ・ 津波堆積物量 ・ うち、仮置場搬入済量(t) (二次仮置場についても同様に記載) ・ 災害廃棄物量(t) ・ 津波堆積物量(t) ・ うち、仮置場搬入済量(t) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉鎖時点で取り消し線 ・ 県が市町村内に設置した仮置場を含む ・ 一次、二次別に記載
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理・最終処分量 可燃物 金属くず 木くず 不燃物 廃自動車 コンクリートがら その他 焼却灰 津波堆積物 	

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況	県への事務委託	一次仮置場設置数	一次仮置場名称・所在地	一時仮置場面積(ha)	二次仮置場設置数	二次仮置場名称・所在地	二次仮置場面積(ha)	災害廃棄物推計量(t)	災害廃棄物の仮置場搬入済量(t)	津波堆積物推計量(t)	災害廃棄物搬入量(t)		津波堆積物搬入量(t)		処理・処分量合計(t)	
											進捗率	進捗率	進捗率	進捗率		
A町				〇〇	〇〇〇		〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
B市				〇〇	〇〇〇〇		〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇							
C村				〇〇	〇〇〇		〇〇	〇〇〇	〇〇〇							
D村				〇〇	〇〇〇		〇〇	〇〇〇	〇〇〇							

処理実績									
柱材・角材		可燃物		不燃系廃棄物		コンクリートがら		金属くず	
処理実績(t)	進捗率(%)	処理実績(t)	進捗率(%)	処理実績(t)	進捗率(%)	処理実績(t)	進捗率(%)	処理実績(t)	進捗率(%)
〇〇		〇〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇	
〇〇		〇〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		〇〇	

図 5.3.1 進捗様式例(初期～後期)

表 5.3.2 市町村別進捗管理項目(処理の中期以降)

推計段階・項目	災害廃棄物等種類別推計量
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物推計量(現状) ・ 災害廃棄物推計(見直後) ・ H25年1月以降の処理必要量 ・ 中間処理・最終処分の完了見込み時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃物 ・ 木くず ・ 不燃混合物 ・ 金属くず ・ コンクリートがら ・ その他 ・ 津波堆積物
仮置場情報(前出表 5.3.1 の項目ごとの災害廃棄物等の推計量)	

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況	災害廃棄物等推計量(t)	災害廃棄物推計量(t)	津波堆積物推計量(t)	災害廃棄物処理・処分量		津波堆積物処理・処分量		処理・処分量合計(t)	
				進捗率	進捗率	進捗率	進捗率	進捗率	
A町	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	100	〇〇〇	100		
B市	〇〇〇〇	〇〇〇〇							
C村	〇〇〇	〇〇〇							
D村	〇〇〇	〇〇〇							

搬入完了に向けた状況					
柱材・角材	可燃物	不燃系廃棄物			
		安定型土砂混合くず	管理型土砂混合くず	ふるい下くず	

搬入完了に向けた状況									
コンクリートがら	金属くず	漁具・漁網	その他(処理困難物等)	津波堆積土				備考	
				分別土A		分別土B			
月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量	月末時点 処理残量
〇t	〇t	〇t	〇t	〇t	〇t	〇t	〇t	〇t	〇t
処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了	処理は完了
●●t	●●t	●●t	●●t	●●t	●●t	●●t	●●t	●●t	●●t
処理は完了	処理は完了	〇〇のため、△△まで完了予	××のため遅れ大	〇〇のため、△△まで完了予	〇〇のため、△△まで完了予	〇〇のため、△△まで完了予	〇〇のため、△△まで完了予	〇〇のため、△△まで完了予	処理は完了

種類別に処理残量を記録し、遅れの期間、理由、終了のめどを確認し、対策の検討材料とする

図 5.3.2 処理の後期～終盤の進捗管理様式例

表 5.3.3 市町村向け進捗確認様式例

【処理の完了に向けての確認例】

災害廃棄物等処理状況整理表(市町村単独分)						自治体名	
						平成 年 月 日現在	
一次仮置場(開設中)の状況(平成25年11月末現在)							
名 称	搬入中	搬入終了		処理完了予定 年月日	土壌汚染状況 調査実施予定	備考	
		搬 出 中	処理困難物保 管 中				
一次仮置場(閉鎖済)の状況(平成25年11月末現在)							
名 称	閉鎖済	返却済	土壌汚染状況調査				備考
	閉鎖年月日	返却年月日	実施予定なし	調査実施済	調査実施中	仮置場由来汚 染の有無	
解体家屋等の残存状況(平成25年11月末現在)							
	解体中	未着手	解体終了予定 年月日	査定実施年度	備考		
家屋解体							
うち木造							
うちRC							
基礎解体							
公物解体							
廃棄物等の種類別残存量(平成25年11月末現在)							
	数 量	数量の算定根 拠	備考				
可燃物・木くず							
不燃混合物							
津波堆積物							
金属くず							
コンガラ							
その他							
処理困難物等の種類別残存量(平成25年11月末現在)							
	数量・単位	処 分 先	備考				
アスベスト							
高濃度PCB							
低濃度PCB							
鉛含有漁網							
ガスボンベ							
FRP船							
その他()							
*その他は名称を記入して下さい。							

環境省宮城県内支援チーム作成

5.4 災害廃棄物等処理の実績

東日本大震災の被災3県における災害廃棄物等処理の実績は表5.4.1のとおりである。沿岸部の被害が大きかったが、内陸部でも被害はあった。災害廃棄物の処理は、県への処理委託と市町村の独自処理で行われた。

表 5.4.1 被災3県の災害廃棄物等の処理実績

単位: 万t

		岩手県	宮城県	福島県
廃棄物 災害	県受託分	166.6	647.1	—
	市町村独自処理分	261.2	576.3	258.7/279.6
	沿岸部	256.2	513.3	
	内陸部	5.0	63.0	
	合計	427.9	1,223	258.7/279.6
堆積物 津波	県受託分	56.6	324.5	—
	市町村独自処理分	104.3	403.0	135.3/175.4
	沿岸部	104.3	403.0	
	内陸部	0	0	0
	合計	160.9	727.6	135.3/175.4
県受託分合計		223.2	971.6	—
市町村独自処理分合計		365.5	979.3	
総計		588.7	1,950.9	313.1/455.0

平成26年6月25日現在の数値であり、今後変動する可能性がある。

注：端数処理の関係で合計が合わないことがある。

福島県の実績は平成26年3月31日の実績／推計量。避難区域を除く。

出典：環境省 「東日本大震災における災害廃棄物処理について（避難区域を除く）」

災害廃棄物等の処理が終了した岩手県、宮城県の実績は、以下のとおりである。

(1) 岩手県の処理実績

岩手県の平成 23 年度から平成 25 年度までの種類別災害廃棄物等処理実績は、表 5.4.2、図 5.4.1 のとおりである。また、処理方法別割合は表 5.4.3、図 5.4.2 のとおりである。

表 5.4.2 岩手県の種類別
処理実績 (処理出口)

災害廃棄物等の種類	実績(万t)
柱材・角材	7.3
可燃物	59.1
安定型土砂混合くず	7.5
管理型土砂混合くず	84.8
ふるい下くず	17.1
コンクリートがら	220.1
金属くず	18.3
漁具・漁網	2.5
その他	6.1
津波堆積土	160.9
合計	583.7

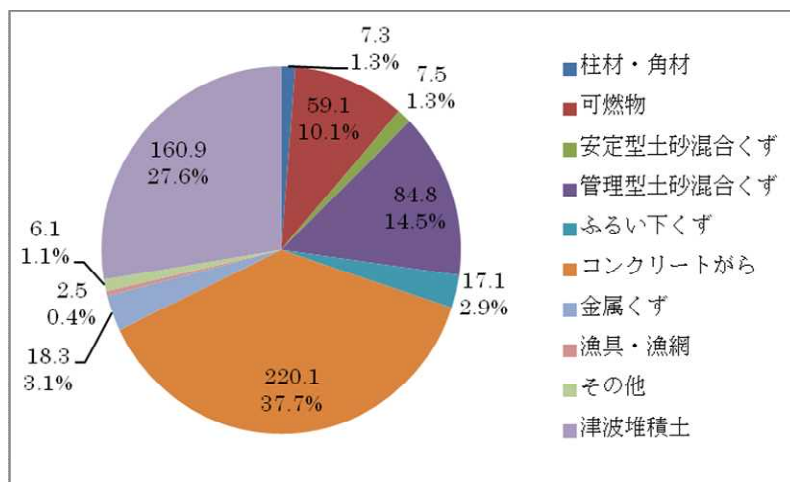


図 5.4.1 岩手県の種類別処理実績

表 5.4.3 岩手県の処理方法別割合

処理方法別	対象量(万t)	割合(%)
再生利用(セメント以外)	410.1	70.3
再生利用(セメント焼成)	100.8	17.3
焼却処理	43.9	7.5
最終処分	28.9	5.0
合計	583.7	100.0

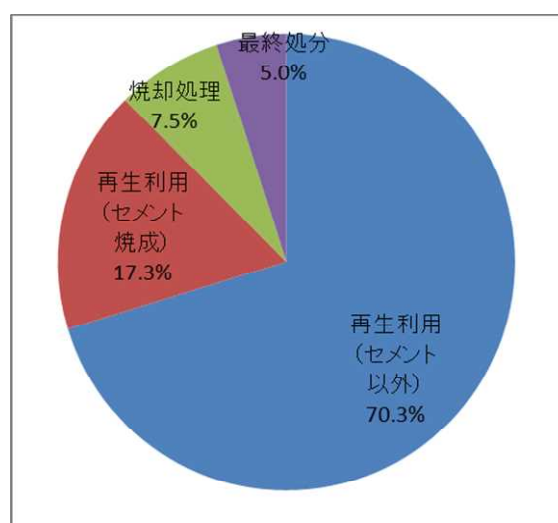


図 5.4.2 岩手県の処理方法別割合

(2) 宮城県の処理実績

宮城県受託分（宮城県環境生活部震災廃棄物対策課の受託分）の平成23年度から平成25年度までの種類別災害廃棄物等処理実績（処理の出口実績）は、表5.4.4及び図5.4.3のとおりである。また、処理方法別実績は、図5.4.4のとおりである。

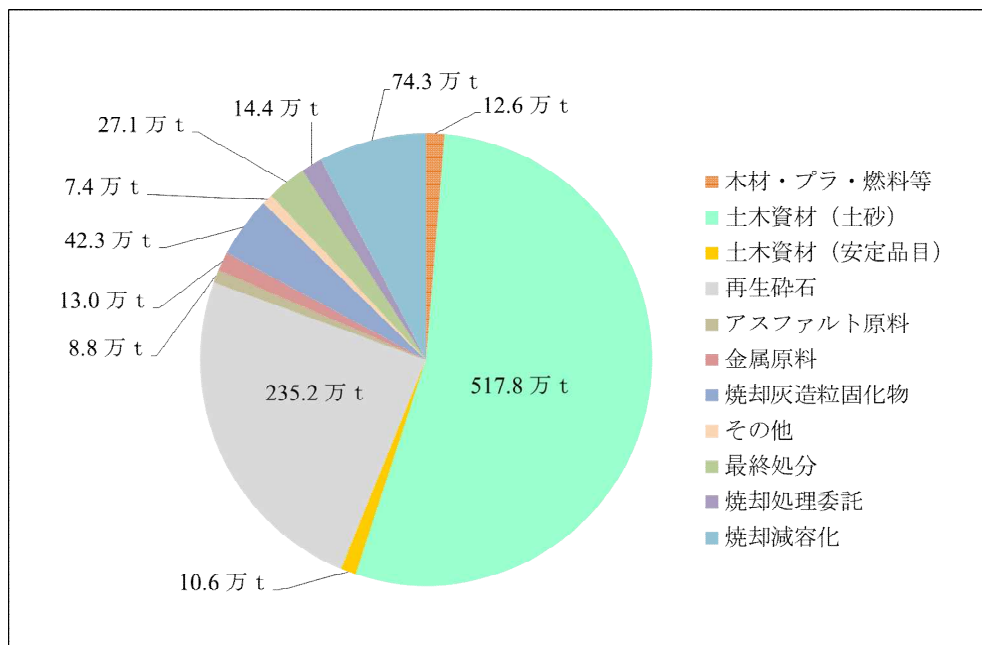


図 5.4.3 宮城県受託分の種類別処理（処理出口）

表 5.4.4 宮城県受託分の処理種類別・
処理方法別処理実績（処理出口）

種類別		対象量(万t)
再生利用	木材・プラ・燃料等	12.6
	土木資材(再生土砂)	517.8
	土木資材(安定品目)	10.6
	再生砕石	235.2
	アスファルト原料	8.8
	金属原料	13.0
	焼却灰造粒固化物	42.3
	その他	7.4
	合計	847.9
最終処分		27.1
処焼 理却	焼却処理委託	14.4
	焼却減容化	74.3
合計		963.7

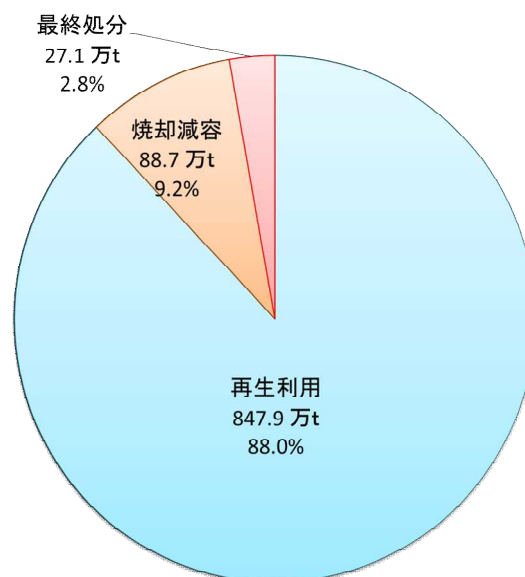


図 5.4.4 宮城県受託分の処理方法別割合

終わりに

東日本大震災により、全国で約 3,100 万 t もの災害廃棄物及び津波堆積物が発生し、とりわけ岩手県・宮城県・福島県の被害は甚大なものでした。獅子奮迅の御活躍をされた被災自治体の職員、災害廃棄物の処理・再生利用を進めた事業者、広域処理の受入自治体・企業等、関係各位の御努力に深く敬意を表すものです。

このたび、特に被害の大きかった 3 県の災害廃棄物等の処理に係る記録集をまとめることができました。近い将来、首都直下地震、南海トラフ大地震等の巨大災害が発生することが確実視されていますが、その事前の備えを検討する際に、本記録集が参考になれば幸いです。

被災自治体はもとより、処理事業者、長期間にわたって現地で支援して下さった自治体等、各種の知見・支援を提供して下さった学会・各種関連団体等の皆様は、巨大災害によって発生する災害廃棄物の処理に関する強力なエキスパート集団です。その方達の経験を普及していく際の参考として利用していただき、巨大災害の影響が予想される自治体の皆様ばかりでなく、多くの皆様のお役に立つよう願います。

環境省では、東日本大震災後の経験を踏まえ、地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定や発災時の災害廃棄物対策の技術的知見として、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定しました。また、巨大災害発生時における取組の基本的な方向性を示す「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を中間的にとりまとめ、平成 26 年度以降、このグランドデザインに沿って全国の災害廃棄物対策を促進していくこととしています。

最後に、本記録集を作成するに当たり、熱意を持ってアドバイス、資料提供等の御協力をいただいた岩手県、宮城県、福島県、仙台市等各自自治体の担当職員の皆様、(独)国立環境研究所、処理事業 J V の企業の皆様、製作・編集を担当した(一財)日本環境衛生センターにこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。